

図1

前年度から年金特徴が継続になる方の納税通知書(3ページ目)の記載例

令和2年4月、6月、8月の各年金の支給時には、平成31年度の公的年金等に係る所得から算出される年税額の6分の1が仮特別徴収として年金特徴(引き落とし)されます。令和2年10月の支給時からは、令和2年度市民税・都民税の年税額から仮特別徴収される税額を引いた残額が年金特徴されます。

(例) 収入が公的年金等のみで、年税額が21,000円、4・6・8月分の仮特別徴収額が3,300円の場合

◎令和2年度 年税額21,000円

(納税通知書3ページ)

市民税・都民税 課税明細書(1)  
(単位:円)

◎ 合計年税額及び徴収方法

前回通知	合計年税額	徴収方法		
今回通知	21,000	給与特別徴収税額	年金特別徴収税額	普通徴収税額
			21,000	

◎ 普通徴収の方法により徴収する各納期の税額及び納期限

期	別					

◎ 公的年金から特別徴収の方法により徴収する税額及び徴収月

徴収月	仮特別徴収税額			特別徴収税額		
	令和2年4月	令和2年6月	令和2年8月	令和2年10月	令和2年12月	令和3年2月
前回通知						
今回通知(D)	3,300	3,300	3,300	3,700	3,700	3,700
徴収済税額(E)	3,300					
差引徴収税額(D)-(E)	0	3,300	3,300	3,700	3,700	3,700

◎ 次年度引き続き公的年金を受給する場合(仮特別徴収)

徴収月	令和3年4月	令和3年6月	令和3年8月
徴収税額	3,500	3,500	3,500

◎ 特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称

種類	老齢基礎年金	支払者の名称	厚生労働大臣
----	--------	--------	--------

平成31年度の公的年金等に係る所得から算出される年税額の6分の1を仮特別徴収。(※仮特別徴収税額と特別徴収税額の不均衡を解消するため、平成28年10月1日以後、1回あたりの仮徴収税額の計算方法が改正されました。)

合計年税額21,000円から仮特別徴収の合計額9,900円を差し引きます。残りの額11,100円を3分割して10月分から年金特別徴収が開始されます。

令和2年度の公的年金等に係る所得から算出される年税額の6分の1ずつを令和3年度分として仮徴収します。